

晉宋革命と雍州（襄陽）の僑民

——軍政支配から民政支配へ——

安 田 二 郎

はじめに

- 一 豫備的考察
- 二 軍政支配の實態
- 三 軍政支配と僑民の反撥
- 四 みなしの經歷——傅弘之の例を中心に——
- 五 雍州以外の僑郡縣——揚州義成郡を中心に——
むすびにかえて

はじめに

南朝門閥貴族社會にあつて、門閥貴族層を主體とする體制固定化のヴェクトルに相対拮抗して體制流動化のヴェクトルをになつた新興層の中でも、江南政權下への移住がおくれた「晚渡北人」(「荒倉」)——その中でも魏・西晉以來の傳統をほこる名族層が果たした役割には特に大きなものがあつた。東晉代中末期の「門地二品層」⁽¹⁾の成立より遅れて移住してきた「中華の高族」も中央官界への進出を阻害されていたために、地域社會に定住し、あるいは地方州鎮に自からの活躍の場を求めねばならなかつた。しかしやがて世代を經過して五世紀の後半期をむかえると、現實の郷里農民社會との緊密な關

わりあいの中から見出した彼らの「望族」的あり方がその結集を可能にした郷里農民を支えとして、中央官界進出の動きを顕在化させる。彼らの中央官界進出は、彼ら固有のあり方や標榜する理念とも相まって、頽廢の様相を深めつつあった貴族體制にも新風を吹きこみ、門閥貴族層の自己革新を喚起して貴族體制の内なる變革をも契機づけた。⁽²⁾

それではかかる役割を擔った「晚渡北人」は、江南の地へ僑住した當初はどのような状況にあったのか、また置かれていたのか。この問題を史料に即して究明することは、上述のごとき把握の具體化と深化に不可欠であるが、それはまた學界懸案の黃・白籍の問題や土斷の問題にも新たな視點を用意するように豫測される。本小稿では、劉宋孝武帝集團の原質を形成し、また梁武帝の革命軍團成立の基盤となるなど、南朝政治史上に多大の影響を與えた雍州（襄陽地方）に焦點を定めて、當初、僑雍州の僑民のみならず、襄陽地方に僑置された僑郡縣民は、軍政支配のもとに置かれていたこと、それが劉宋王朝の創立（四二〇）を機に民政支配へと移管されたことを論じ、かかる移管の背後に僑民の力（意向）が大きく作用していたことを指摘しようとするものである。

一 豫備的考察

南朝の雍州が置かれた襄陽地方は、水陸至便の交通の要衝であり、「天下の重地」であった。漢水の屈曲點に位置するこの地方は、肥沃な堆積土壌にめぐまれて、農作物はいうまでもなく桑や梓の生育に適し（『南齊書』卷一五州郡志下）、多くの沼澤は水産資源が豊富で養殖漁業も古くからさかえた（『水經注』卷二八沔水）。また原野に富んで牧畜が盛んで、とりわけ軍馬の産地として聞え（『梁書』卷一一張弘策傳）、人々は騎射が得意で（『南齊書』卷二五張敬兒傳）、尙武の氣風にとみ、このため南朝期には、多くのすぐれた武將を輩出したばかりでなく、その兵士の強さには定評があり、特に江陵（荊州）の人々から畏れられた（『梁書』卷一〇蕭穎達傳）。山々には非漢民族「蠻」が盤踞していて、「蠻」との抗争もまたこうした氣風を生む一因であった。

後漢末の混乱期をむかえると、それまでの南都南陽にかわって襄陽は軍事的據點として一段と地位を昂める。その歸屬が三國期の政局に多大の影響を與えたことは周知のところであるが、ついで西晉の吳平定に果した役割には絶大なものがあつた。荊州刺史杜預は、前線基地襄陽の強鎮策に専念し、邵信臣の六門堰を修復擴張して原田萬餘頃を灌漑するなど開發を推進した(『晉書』卷三四本傳)。襄陽は軍事的據點たるのみならず、經濟・文化の中心地として榮えた。

しかしこの襄陽地方も、永嘉の大亂期には度重ねて流賊の流寇にさらされ、また續いて後趙の占領にあつて甚大の打撃をうけた。例えば、「宗族の強盛」を誇っていた後漢の蔡瑁以來の名族蔡氏は、流賊王如の掠奪と殺戮で「一宗都べて盡く」慘狀に陥つたし(『太平御覽』卷六九地部三四引『荊州圖經』)、石勒の將郭敬の攻撃で襄陽城は破壊され百姓も沔北へ拉致された(『晉書』卷一〇五石勒載記下)。このため南陽消陽の樂氏(『梁書』卷一九樂護傳)、南陽涅陽の劉氏(『南齊書』卷五四高逸・劉卬傳)、同じく宗氏(『周書』卷四二宗懷傳)、新野郡新野の庾氏(『隋書』卷七八藝術・庾季才傳)らの諸豪族は難を避けて江陵へ移住した。住民は逸早く南下して江陵地方へ、あるいは漢水をさかのぼって四川の地へと流亡した。⁽⁴⁾當地方の人口は激減し荒廢が甚しかった。

襄陽地方のかかる「空白化」は「蠻」の平野部への進出を許すことにもなったが、と同時に、それ以上に混乱の熾烈な華北各地から大量の難民を招致することになった。それは、東晉代、ほぼ四次のピークをえがいて波狀的にくりかえされた。

第一次 永嘉大亂の際。主に司州(河南・山西)から。例えば、河南の宗氏(『宋書』卷八三宗越傳)、河東解の柳氏(『新唐書』卷七三上・宰相世系表)。

第二次 四世紀半ば、後趙政權の解體(二三二)と桓溫北伐の時期。司州や雍州(陝西)から。例えば北地泥陽の傅氏(『宋書』卷四八傅弘之傳)。

第三次 前秦苻堅政權解體の時期(三八五ごろ)。秦州(甘肅)及び雍州から。京兆杜陵の韋氏(『資治通鑑』晉紀二八)、

扶風郡の魯氏（『宋書』卷七四魯爽傳）など。

第四次 東晉極末、劉裕の關中平定（四一六一—一八）の際。秦州及び雍州から。京兆杜陵の韋氏（『梁書』卷二韋叡傳）、京兆杜陵の杜氏（『宋書』卷六五杜驥傳）、京兆瀛城の王氏（『宋書』卷六一盧陵王義真傳）など。

かかる相つぐ流住に東晉王朝は、僑州郡縣を僑立して安堵にとめつつも、しかしその一方で一定の把握をはかった。襄陽地方には、司、梁、雍、秦、冀、揚、并、豫諸州の僑郡や僑縣が僑立された。⁽⁵⁾

このように華北各地からの流住に對應して多くの僑州郡縣が僑置されていた襄陽地方に、正式に雍州とその郡縣が僑置されるのは、その首郡たる京兆郡が「復立」された東晉孝武帝の太元十一年（三八六）ごろと推定される。⁽⁶⁾それは、三七年以來前秦に占據されていた當地域を淝水戦勝利（三八三）に乗じて奪回した後のこと、前秦政權が解體に瀕して關中が大混亂に陥り、その騷亂を避けて、「秦・雍の流民が多く南して樊沔に出で」（『宋書』卷三七州郡志三）、「三輔の豪族が樊沔に流」住したのにこたえて「人の思う所に因りて以て百姓を安んじた」措置であって、第三次流入時點のことである（『太平御覽』卷一六八州郡部引鮑至『南雍州記』）。

襄陽地方は、第二次流住前の咸康八年（三四二）の段階では、尙書の殷融が、當地方僑置の僑郡縣だけでなく邊境の實土郡縣の併合を主張するまでに「民戸は流荒」して「寡少」で、荒廢が甚しかった。しかし相いつぐ流住の結果、郗恢が赴任（三九二—九八）した四世紀の極末には、

舊民甚少、新戸稍多、

と稱されるまでに回復する（『南齊書』卷一五州郡志下）。僑民がもとの住民を人口の上でも壓倒し、そして本来が自然條件にめぐまれた土地柄であっただけに、彼らを中心に再び開發が進められて着實に充實へと向っていた様子をうかがうことができる。五世紀初めの魯宗之の赴任時（四〇五—一五）に「蠻」對策のための寧蠻校尉府（刺史兼任）が新置されるのも（『宋書』卷四〇百官志下）、「蠻」勢力の伸張の一面とともに、僑民主軸の再開發の進展が、「蠻」との接觸と摩擦を増

大し激發させることになった一面を見落してはならない。

僑雍州僑置のはじめの段階では、もとより襄陽が對北方戰略上の絶對的據點であるだけにそのための強化策は不可缺であつたが、州將はむしろそのためにも僑民の安集を第一の課題としたように見られる。東晉末の郗恢(『晉書』卷六七郗鑿附本傳)や楊佺期(三九八—九九、『晉書』卷八四本傳)、特に魯宗之(四〇五—一五、『宋書』卷七四魯爽傳)はそのために士民から高い信頼を寄せられた。劉宋代に入つても褚叔度(四二二—二四、『宋書』卷五二本傳)は「清簡」を基本方針とし、續く劉粹(四二四—二六、『宋書』卷四五本傳)も「簡役愛民」を旨としつつ、その一方で僧侶二千餘人を還俗させて府史に補する軍府充實策を斷行した。とはいへ四三〇年頃の新野郡の荒廢を傳える記事も見られ(『宋書』卷五一長沙王道憐傳)、襄陽地方が深刻な打撃から立ち直るのは容易ではなかつた。そして、北魏による華北統一の進展は、より積極的な強鎮化策を必要とさせた。張邵(四二八—三二、『宋書』卷四六本傳)は干拓法によつて農地數千頃を開き、劉道産(四三一—四二、『宋書』卷六五本傳)は「蠻」の安插に専念して絶大の治績をたたえられ、蕭思話(四四三—四五)は六門堰の修復に意を用い(『宋書』卷八三武念傳)、武陵王駿(四四五—四八)のもとで襄陽令劉秀之もその修治を繼續し(『宋書』卷八一本傳)、南陽太守沈亮は蕪廢して久しい古時の石堰や馬人陂の修復に大きな成果をあげたという(『宋書』卷一〇〇自序)。このように當地方の長官は、簡役型から積極開發型へとタイプを變えて、「蠻」對策や農業振興策のために種々のとりくみを重ねねばならなかつたのである。

ところで、當初、僑雍州およびその僑郡縣は無實土(非境域)であり、これら僑郡縣が立てられた襄陽等の諸郡縣は行政上はあくまでも荊州(江陵)に所屬した。この僑雍州がはじめて實土化して固有の境域を有するのは、元嘉二三—二五年(四四六—四八)ごろ、荊州から襄陽・南陽・新野・順陽の四郡を分割移屬してのことである。⁽⁷⁾これは、武陵王駿の「皇子重鎮」につぐ、文帝の悲願¹¹北伐のための第二の布石であつた。かくして、僑雍州それ自體は實土化した⁽⁷⁾が、しかしその僑郡縣は無實土のまま、「猶お寄寓して諸々の郡界に在つた」。これら僑雍州の僑郡縣——より正しくは僑縣が自から境域を有し、それに對應して僑郡もまた一圓的境域を有するに至るには、孝武帝大明元年(四五七)にはじまる、所謂王

文謨の大明土斷をまたなければならぬ。そしてそれから四半世紀を經過した劉宋王朝極末のころとなると、例えば、受禪を目前にひかえた蕭道成は、襄陽には他族の任命を望まず、嫡孫の文惠太子を當てねばならなかったほどの「兵馬の重鎮」に發展するのである（『南齊書』卷二二文惠太子傳）。

二 軍政支配の實態

僑雍州がたどる前述のごとき過程の中で、これまで看過されてきたが、極めて興味深いいま一つの施策が記録されている。それは、『宋書』卷三七州郡志三雍州京兆郡の條に、

雍州僑郡、先屬府、武帝永初元年、屬州。

とある、文脈的にもほほ獨立した一節である。

文意は一讀して明らかなくとく、雍州の僑郡（縣）は、劉宋王朝創立の永初元年（四二〇）に、統轄關係の上で、「府」⁽⁸⁾ 都督—將軍府の支配下から、「州」—雍州の統屬下への變更があつたことを述べる。すなわち、永初元年以前には、僑雍州下の僑郡（縣）は軍府から總體的な管理・支配を受けていて、現に雍州が設けられたまた雍州刺史が在任しているにも拘らず、しかしそれは現實に何ら機能せず、刺史も名目的ないしは形式的な存在でしかなかったことを示唆している。このことは、雍州にはその僑置の太元十一年（三八六）から永初元年（四二〇）までの凡そ三十五年にわたって、民政擔當のための州職の機構が設けられてはいなかった——このような事態をもあわせて想定させるのである。

いま述べたところは推斷でしかない。が、もしかかる推斷に一定の傍證を與えることができ、そしてかかる改變を喚び起こした政治的社會的要因を明らかにすることができたならば、①僑郡縣なるものの基本的性格や本質を解明する上に、②かかる記録は他の僑州の場合には見出し得ず、この點でそれは特殊僑雍州的な狀況ないしは措置であつたことが目下のところでは想定されるだけに、僑雍州がそなえる特殊性の把握に、またそれとの對比によつてその他の僑州郡縣の理解

に、①そして劉宋王朝成立と時を同じくしたかかる改變の施行は、劉宋王朝權力の性格を理解する上で、②また更には晉宋交替期における襄陽を中心とした當該地域社會構造の具體的究明の上で、等々、有力な手がかりや視點を用意し提供してくれるものと期待できる。以下に述べるところはそのための一つの試論である。

さて、『宋書』卷八三宗越傳の次の記事は關連して注目すべき唯一の史料である。

宗越、南陽葉人也。本河南人、晉亂、徙南陽宛縣、又土斷屬葉。本爲南陽次門、安北將軍趙倫之鎮襄陽、襄陽多雜姓、倫之使長史范覲之條次氏族、辨其高卑。覲之點越爲役門。

すなわち、永嘉の大亂で河南郡から南陽郡宛縣へと移住した宗氏は、またもや土斷によって南陽郡葉縣に屬籍することになった。しかし安北將軍・雍州刺史趙倫之が各地からの大量かつ雑多な流民の移住に對處すべく、府長史の范覲之に「氏族を條次してその高卑を辨（別）させる」と、この宗氏は南陽郡の「次門」から「役門」へと格下げされる憂目をこうむったというのである。宗氏がかかる格下げを強いられたのは、華北各地から數多くの名族が移住してきていて、そのために生じた相對的な地位の低下に加えて經濟的没落が事由ではなかつたかと推測される。⁽⁹⁾

この點はともかく、趙倫之が雍州刺史に在任するのは、晉宋革命をはさんだ東晉末・義熙十一年（四一五）から劉宋初・永初三年（四三二）までのことであり、そして因みに安北將軍に進號するのは永初元年七月のことである。すなわち、目下の課題たる僑雍州下僑郡縣の「屬府」から「屬州」への移管と全く時を同じくして、襄陽地方在住の住民を對象に門族それぞれの高卑を辨別評定して地域族姓秩序の再確定をはかる「氏族條次」が講ぜられているのである。兩施策のかかる同時性は、單なる偶然とは考え難いであらう。兩施策の密接不可分な連關が強く示唆されているのである。

加えて特に注目したいことは、「氏族條次」を實際に擔當したのが、安北府長史の范覲之であることである。

今も言及したごとく「氏族條次」は、地域社會の族姓的階層秩序の再確定をこそ目的としていただけに、そこには軍事的な性格は見出し難く、民政の範疇に屬することは明らかであらう。そしてそれは、選舉により關連する問題であるだけ

に、州職の中でも「吏及び選舉の事」を職掌とした別駕從事史や西曹（『宋書』卷四〇百官志下）の擔當が最も適當であるように判斷される。それなのにこの場合は、府長史が擔當し民政事項を管掌しているのである。この事實は、この時期、都督—將軍府がこの地域の民政全般をも州に代つて統轄していた事情を明示しているように考えられる。そのことは延いては、この時期の僑雍州には、それ自體の州職機構が設置されてはいなかったという蓋然性をも示唆するのである。

しかしながら宗越の一例だけで、上に述べた最後の結論までもただちに推斷することには問題がある。というのは、宗越が屬籍していた南陽郡はこの當時、行政區劃上はあくまでも荊州に所屬しており、そして、その南陽をはじめとする襄陽、新野、順陽、場合によっては義陽、隨、竟陵を含めた諸郡は、東晉初期から——少なくとも三五一年の桓沖の襄陽鎮守以降はほゞ一貫して、襄陽に在鎮する沔北諸軍事ないしは沔中諸軍事等督將の軍事統督下に置かれていて、單に軍事面というだけでなく民政面にあつても、事實上、本來の統州たる荊州の管轄下から分離し獨立する實勢にあつたように見受けられ、⁽¹²⁾ それだけに、安北長史范甌之の荊州南陽郡屬籍民を對象とした「氏族條次」（民政）も、荊州刺史の支配下から事實上分離獨立しつゝあつたこれらの荊州諸郡をのみ對象としただけで、僑雍州の僑郡縣には及ばなかつた、という解釋も十分に成立するように考えられるからである。

この疑問に應え得る十分な史料の根據を提示することは困難である。ただしかしながら、襄陽在鎮の督將の軍事統督權は、前記襄陽等の諸郡だけでなく、同時に襄陽地方に僑置された僑州僑郡の總べてを對象としていたし、それ以上に、最初に言及したごとく、四世紀極末の時点でさえこの地方住民の主な構成員は「新戸」によって占められていたが、かかる僑民の壓倒的多數という狀況は、東晉極末期の第四次流住で一段と加乘され顯著となつていた。まさしくかかる「新戸」の華北各地からする大量の流住こそが「雜姓多し」といふ襄陽地方氏族體制の混亂を現出した第一の要因にはかならなかつたのである。とすれば、「氏族條次」が僑雍州下の僑民をその對象から除外してゐたとはどういふ考え難く、むしろ逆に主眼は、彼ら僑民にこそあつたと考えるべきであらう。そして、無實土の僑縣民や僑郡民は、なるほど一面の實態にお

いてまた更に行政上の位置づけにおいて獨特固有の性格をそなえるものではあったが、と同時にまた、現土着籍の住民（「舊民」および宗族のような土斷屬籍を経た僑民）と同一地域内に鄰接し、「錯亂」（『南史』卷一六王玄謨傳）して生活していた場合も少なくなかったと想定されること、また「氏族條次」は地域社會秩序の根柢に關わる極めて重大な事柄であったからにはその遂行には一定共通の基準が要められたと推定されること——この二點から推して、荊州から事實上の分離獨立の状況にあった南陽等の荊州諸郡を擔當した安北長史范覲之とは別に、僑雍州下の僑民だけを對象に別人（例えば雍州別駕や西曹）による別個の施行があったとは考えられないように思われるのである。もし以上のような推論が許されるならば、南陽郡屬籍の宗越に對する安北府長史范覲之の「氏族條次」の實例は、僑雍州の僑郡縣が軍府の軍政支配下にあったということのみならず、更に一步すすめて、僑雍州の州職機構そのものの缺如という當初の想定の一證となり得るであろう。

三 軍政支配と僑民の反撥

前節での考察のごとく、劉宋王朝創立の永初元年に實施された僑雍州下部縣の「屬府」から「屬州」への移管の具體的實相の一つが、州職機構の新置として捉え得るならば、それが「氏族條次」と時を同じくしたそのことの意味もただちに諒解できる。すなわち、學界周知のごとく、民政機構たる州府の官職體系、それへの就任は、そのまま地域社會の氏族ヒエラルキーに對應し、その公的確認と制度的保障の機能・役割を擔うものであった。このように州官就任が在地社會における各氏族の地位を端的に表示するバロメーターであったとすれば、州職機構の新立に際して、各地方から流入した大量かつ雑多な移住者に對する新たな格付けは、不可欠な前提措置であったということが出来る。

附言すると、劉宋王朝の成立と同時にかかる政策が遂行されていることは、高祖劉裕の基本方針が、一面で、在地社會の族姓的秩序の積極的肯定とそれに依據した王朝體制の確立にあったことを理解させる。事實それは、革命に先き立つ八年前、劉毅を討平して荊州刺史を兼領した義熙八年（四二二）、緊急の政策課題を問われて申永（魏郡魏の人）が、「門次を

貫絃し才能を顯擢する」よう答えると、即刻いれて、高節の士・宗炳を主簿に辟召した姿勢と軌を一にする。宗炳は、その祖先が永嘉の亂時に移住して、「世々江陵に居た」南陽涅陽を本貫とする舊族である（『宋書』卷九三隱逸・宗炳傳）。

さて、推論してきたごとくに三八六年の僑置から四二〇年まで、僑雍州の名族は州職機構の缺如のために、州職起家をはじめとして州職就任のチャンス奪われており、在地名族たる制度的保障を缺いていたとすれば、彼ら僑民の間には不滿や反撥が鬱積していたのではないかと想像されてくる。私はその一例を、韋華（京兆郡杜陵の人）の叛歸に見出し得るよう⁽⁴⁾に考える。

韋華は、前漢の丞相韋賢より以來、世々「三輔の著姓」として聞えた「雍州の望族」で、所謂東眷韋氏の中でも後世「小逍遙公房」と稱される系統に屬する。この一族は、永嘉の亂にも郷里に留まり、韋華はその父韋鍾とともに苻堅の眷遇をうけ、苻堅の襄陽攻略の三七八年頃には、韋鍾が梁州刺史に、韋華が清官黃門郎に就任しており、更に鍾は、苻氏政權末期の三八五年頃、尙書に進官していたことが確認できる。この韋氏が東晉へ亡命するのは、その三八五年ごろのこと⁽⁵⁾で、慕容沖（西燕）に執えられた韋鍾・韋謙父子が今度は慕容沖に協力して「三輔の民を招集」せんとして、馮翊壘主の鄂安民から「雍州の望族」にあるまじき不忠不義の行動と手厳しく批難されて鍾は自殺し、その子韋謙・韋華兄弟が襄陽へ來奔したのである。すなわち、第三次流入の時點のことで、まさしくかかる「三輔豪族」の流住に對應すべく襄陽に僑雍州が正式に僑置されたのである。

しかしながらその韋華は、隆安二年（三九八）十二月、「京兆の韋華・譙郡の夏侯軌・始平の龐眺らは襄陽の流人一萬を率いて晉に叛むき、（姚）興に奔った」のである（『晉書』卷一一七姚興載記上）。

この時期の東晉王朝は、中央では司馬道子・元顯父子の一黨が癡呆の幼主安帝のもとでも引き續いて權力をほしいままにしていたし、地方では、方鎮割據の軍閥が連合して、反政府の動きをあらわにしていた。盟主王恭の敗死で一旦後退を餘儀なくされていた軍閥連合は、韋華叛歸の直前たる十月には、荊州（江陵）で主導權を掌握した桓玄を盟主に再び態勢を

整えつつあった。このような江陵を颶風の目とする反中央の動きは、襄陽にもただちに波及し、雍州軍府を混乱と分裂に巻きこんだ。中央政府に連繫する刺史郝恢は、府司馬郭毗らの軍閥派を肅清して體制を固めたが、軍閥連合の策略に屈して楊佺期の進駐をやすやすと許し、かくて郝恢は尙書に徵還更迭（歸任の途中、暗殺）、ブレーンの間丘羨は殺された。しかし新たに鎮守した楊佺期も桓玄と反目し、軍閥連合自體も分裂の様相を深めつつあった。このようにこの時期、東晉王朝は國家政治のレベルでも、またミクロな襄陽にあつても混亂と無秩序は一段と深刻の度を加えていたのである。それは全く對照的に、一方の後秦王朝は、英主姚興が意欲的に政治にとりくみ、強固な統一と隆盛をほこっていた。かかる南北兩國家の極端に對照的なあり方が、韋華をして東晉王朝をみかぎって再び故郷へと逃歸せしめた要因の一つであることは、東晉の政情を下問した姚興に答える韋華自身の言葉——東晉の皇帝にはその權威はあるが國政を統轄する能力も實權もなく、政治は大臣連中が壟斷して統一性を缺いている、云々——にも明らかといえる。

だがしかし私は、更にいま一點、官達の不遇に對する不満を想定せねばならぬように考える。確かに東晉王朝は、「三輔の著姓」「雍州の望族」たる韋氏や始平郡の氏族龐氏らの南歸をむかえ、⁽¹⁴⁾ 僑雍州郡縣を僑置して一定の對應姿勢を示しはした。しかしこの當時すでに中央官界は、「門地二品」層に獨占されつつあつて、かかる門閥貴族體制固定化の趨勢下において彼ら「晚渡北人」（「荒僮」）の官達が厳しく阻害されていた。⁽¹⁵⁾ かかる一般的状态に加えてこと僑雍州に關する限り、中央進出を抑制されていたが故にそれだけ一層、彼らが本據とせねばならなかったその「郷里」社會にあつて、彼ら「望族」「著姓」を正當に位置づけし評價する制度的保障、即ち州職機構が用意されてはいなかったのである。このこととがより重大かつ直接的な理由ではなかつたであらうか。現に前引の『晉書』姚興載記も、また『晉書』卷一〇安帝紀も「京兆の韋華」と肩書きには單に籍貫を記すだけである。前述のごとく、前秦のもつて父韋鍾は要官尙書にあり韋華自身も清官黃門郎の經歷をもつていた。それにも拘らず南歸後の韋華は、何らの官職も記されず、全くの無官のまま襄陽に放置されたか、あるいは見るべき官職を與えられなかつたか、ともかく十餘年間にわたつて不遇を強いられていたことは

確かである。

右の想定に關連して、韋華らが逃歸した後秦王朝の姚興が強力な指導力を發揮してとりこんでいた善政の中でも、儒學の奨勵と並んで、度量廣く政治的默言を受けいれて、「一言の善あらば威な禮異された」という人材拔擢策や才德兼備の士の優遇策には特に注目されよう。黃門郎古成詵、中書侍郎王尙、尙書郎馬岱らは、雅正の文章を賞されて機密を參掌した。また、時事を上陳した京兆の杜瑾、馮翊の吉默、始平の周寶らは、みな美官に拔擢任命されたという。杜瑾（京兆杜陵）と吉默（馮翊池陽）はいうまでもなく、王尙は京兆霸城の人、馬岱は扶風郿の人とも想定でき、いずれも著名の族姓と見なされる。勿論、彼らの拔擢や親任は、彼ら自身の學才や識見によるのであつて、必ずしも名族とは見なし難い古成詵や周寶らの重任をも併せ考えると、姚興の基本方針は、單純な名族第一主義ではなかつたことは明らかだが、それでも故郷に留まつた名族には、官達のチャンスが開放されていたのである。それは襄陽に南歸した韋華らが東晉王朝から強いられた不遇狀況とはくつきりと對照をなしている。姚興にこたえた韋華のより一般的かつ建前的な言葉の根柢には、現實的な利害關心が隠されていたように考えられるのである。なお、念のために確認するが、韋華や龐眺の肩書きに州官すらも記されていないことは、僑雍州の僑郡縣が「屬府」であつたこの當時の、州職機構の缺如をうかがわせるのである。

四 みなしの經歷——傳弘之の例を中心に——

これまで私は、劉宋王朝創立の永初元年（四二〇）以前の僑雍州の僑郡縣が「屬府」であつたことの意味を追究し、その具體的實相の一つが州職機構の缺如として捉えられるのではないかと想定してその傍證につとめてきた。しかしながら、その「屬府」の時期の雍州に州職機構が存在したことを明示する史料が管見のかぎり二例見出されて、當初の想定とこれまでの傍證とを峻拒するかに見えるのである。以下、その二例に検討を加えなければならぬ。

第一例は、『宋書』卷四八に立傳される傳弘之の事例である。傳弘之（三七七—四一八）は、北地泥陽の人で、高祖は周

知の傳祇、曾祖の暢も後趙の祕書丞にのぼるなど胡族政權下でも榮達を持續した著名の雍州の名族で、この一族が襄陽地方へ南渡するのは後趙政權解體の第二次流入の時點である。問題の記事は、「桓玄の東晉王朝篡奪（四〇三）以前のこととして、

少儻儻有大志、爲本州主簿、擧秀才、不行、

とあるのがそれである。ここにいう「本州」が具體的に僑雍州を指さねばならぬことは、書例から見ても、また後に劉裕が關中を奪回して實土雍州を回復した時（四一七—一八）、傳弘之がその雍州治中從事史に就任していることから明白である。すなわち私の想定によれば僑雍州には州職機構が設けられてはいなかった時點での州主簿の存在と州秀才制の實施とをこの記事は傳えるのである。

第二例は、『梁書』卷一二韋叡附愛傳に、

愛字孝友、……高祖父廣、晉後軍將軍・北平太守、曾祖軌、以孝武太元之初南遷襄陽、爲本州別駕、散騎侍郎、祖公循、宋義陽太守、父義正、早卒、

とある、韋愛の曾祖軌の事例である。韋愛は京兆杜陵を本貫とする雍州きつての名族であつて、曾祖韋軌が別駕に就任したという「本州」が僑雍州を指すことは、記されるところからも自明であるが、その時點も「太元之初」に襄陽へ南歸している以上、「屬府」の時期に當ることは間違ひなく、この事例もまた私の想定に抵觸する。

それではこれら二例はどのように理解されるのであろうか。結論を先にいうならば、傳弘之と韋軌のこの官歴記載はいずれも事實とは見なし難いのである。

この問題については梁の元勳武將鄧元起の事例が極めて示唆的である。すなわち、『梁書』卷一〇鄧元起傳には、

鄧元起字仲居、南郡當陽人也。……起家州辟議曹從事史、轉奉朝請。

とあつて、鄧元起が本州たる荊州の議曹從事史起家して奉朝請に轉じたことを明記し、郷里社會にあつて歴とした「士

流」の家柄に属したこと、そしてかかる在地名族にふさわしく州從事——奉朝請の昇進コースを通例のごとくたどったことを伝えるのである。

しかしながらその鄧元起について『南史』巻四九庾杲之附墓傳には、全く逆の事情を伝えるエピソードが記されている。いまは原文の引用を割愛して要旨だけを記すならば、鄧元起はもともと「名も地も卑瑣」であったからもとより州官起家などできるはずもなく、そのために梁武帝革命軍團の武將として活躍して出世しても、依然として郷里社會では「士流」とは認められてはいなかった、かくて鄧元起は元勳武將・益州刺史の權威と高位を梃子にして兼ねてからの宿願たる郷里「士流」層への仲間入りを果すべく、「籍」に州從事に起家したように書き加えられることを荊州刺史に願ひ出た、刺史の蕭憺（武帝の弟）はその願ひをいれて、別駕從事史の庾墓に然るべき手續きを命じた、しかし荊州族姓秩序の頂點に立ちその維持を自からの使命とした庾墓は頑として首をたてにふらず、ついに鄧元起は望みを達することができなかった、というのである。

このエピソードには事實關係で不分明なところがあり、この記載そのままの事柄が史實であったかははなはだ疑問とされるが、一定の「眞實」——州官が地域社會においてもつ意味（前述）、名族層のヒエラルキー秩序維持の強い姿勢、しかしそれを突破しようとする新興層の動き等——を傳えていることは確かである。そしてこの場合、『梁書』と『南史』の相互に矛盾する記載を對比してまず確認すべきことは、『梁書』のごとく鄧元起が實際に州官で起家したのであるのならば、『南史』のようなエピソードはまず普通には生じ得ないこと、従つて、『梁書』本傳の州議曹從事史起家の記載（轉奉朝請）も同じ）は虚偽であると判断してもまず誤りがなく、このことである。

それにも拘らず、かかる虚偽の官歴が『梁書』に記載されているのである。このことは、鄧元起その人についてみれば、生前か死後か、ともかく悲願を達成したということであるが、我々のこれまでの關心に即してより一般化していうならば、後の時點からする遡及的な官歴操作が公的にも行なわれたこと、まさしく鄧元起が州從事起家と上籍されることを

請願し、また刺史がその願いを容認したのもかかる一般的な風潮ないしは實態を背景としてのことであること、そして、かかる後の時点で操作された虚偽の官歴が、正史に事實として記載されたこと——かかる事情を明示するのである。

かかるいわば史料上の問題は、王朝が創立されるとまもなく、その王朝の歴史書たる「國史」の編纂が公的に着手され、所謂正史（救撰史書）なるものも、その「國史」に専ら依據して撰述されたという當時の修史のあり方に深く關わり、この點に淵源しているように考えられる。「梁書」列傳の分析を通して趙翼は、『梁書』が梁王朝下で編述された「國史」に全面的に依據すること、そのために「梁書」には、「よいことはみな書き、悪いことは隠して書かない」という偏向がはなはだしいことを明快に指摘しているが（『廿二史劄記』卷九「梁書悉據國史立傳」）、このような趙翼指摘の事由（史官の曲筆）に加えて、偏向というのみならず虚偽すらも記載されるのは、「國史」編纂の段階で史官（著作郎など）が基ついた材料自體が、例えば『梁書』鄧元起傳の官歴記載が虚偽の官歴を加記した「籍」を基礎史料としていたように、一定の操作を経た文書、いわば權力公認の偽文書であったことにも起因するところが少なくないように考えられるのである。

右に『梁書』鄧元起傳を通してかいました「正史」の一性格は、同様の編纂事情からして『宋書』にも基本的に認めることができる。⁴⁾つまり當面のテーマたる傳弘之の本州（雍州）主簿・秀才も事實ではなく、後から遡及して加えられ操作された經歷なのであり、一種のみなしの官歴であると理解されるのである。一體に、早くから反桓玄派にくみした傳弘之は、劉裕のクーデター以降、終始、劉裕側の驍將として活躍する。そして東晉極末の關中征伐にも、當時順陽太守であった傳弘之は雍州刺史趙倫之の指揮下で従行し、目ざましい活躍を示して劉裕第一の愛子たる廬陵王義眞の雍州治中従事史、ついで西戎府司馬に任ぜられた。が、やがて北伐軍は深刻な内紛に陥り、そこへ赫連勃勃の猛攻が加わって、關中からの退却を餘儀なくされる。この時も傳弘之は殿軍の任をもって奮闘を重ねたが、北伐軍は壊滅的な敗北を喫した。義眞はかろうじて南歸したものの傳弘之は捕えられ、降伏の勧めをかたく拒んだために嚴寒の戸外に裸でさらされ、ついに叫罵し續けて絶命したのである（四二歲）。このように傳弘之は劉宋王朝の創立を見ずして壯絶な死をとげたが、劉裕政

權の成立と發展に果した軍事的役割は決して小さくない。彼の本州主簿・秀才の經歷は、王朝成立後に彼の功績と殉節の行動に報いるべく與えられた恩典であり、さかのぼって追認されたみなしの經歷であると私には確信されるのである。¹⁸⁾

第二例の章軌については、章軌の襄陽南遷の時点を「太元之初」とすることは、二十一年間に及んだ太元年間の中でも、泚水の戦いは八年、東晉の襄陽奪回は翌九年のことであり、この記載に即して嚴密に解すれば、章軌の南遷は苻堅全盛期でのことということになり、かかる事實はほとんど想定し難く、この點で記載の正確性には疑問が生ずる。更に章軌（四四二—五二〇）の族弟である章愛は、早卒のために無官に終った父をもつにも拘らず、その系譜が僅か高祖の世代で西晉の後軍將軍（三品官）にさかのぼってしまうというのも少なくとも一世代は少ないように見なされて、異常の感を否み得ないのである。そしてそもそもが、被立傳者の曾祖の官歴であること自體が、かかる記載の信憑性にも大きな疑問を投げかけるのである。

以上私は、「屬府」段階での僑雍州における州職機構の缺如という當初の想定を否定するかに見える二つの史料を、より重大な『宋書』傳弘之傳の事例に力點を置いて検討してきた。私の見解ではその記載は、州の上級職が在地名族層によって獨占され、州職それ自體が地域社會における族姓的ヒエラルキーをそのままに反映するバロメーターとして機能した現實とそれに即應する觀念を背景として、當該人物・その一族の地域的名族性を確認あるいは表示すべく、權力によって恩典として後から遡及して與えられたみなしの經歷にほかならず、もとより事實そのものを記録したものではないと判断された。つまり、視點をかえて今少しく附言するならばこれら二例は、宋代中期以降に重大化する戶籍の注記をごまかして庶が士身分を獲得する戶籍僞濫の問題で、梁の初めに沈約が、年號や官職の知識もない「愚下」どものやり口について指摘したような、「此の時にはこの府はなく、此の時には此の國はない」のに、父祖等がそれぞれの府官や國官に就いたと偽注するという下手なインチキとも、一面の共通性をもつ操作であつたと理解されるのである（『通典』卷三食貨三鄉黨）。

五 雍州以外の僑郡縣——揚州義成郡を中心に——

最初に指摘したように襄陽地方には、雍州の僑郡縣以外に司、梁、秦、冀、并等諸州の僑郡や僑縣が数多く東晉時代に僑置された。それ等の中には廢省されたものも少なくなかったが、これら非雍州の僑郡縣もまた、當初は軍府の支配下にあり、それが雍州の民政移管と同時に、同様の措置を受けたように想定できる。以下、その實情を見てみたい。

まず第一に注目されることは、非雍州僑郡の雍州へのくり入れ、すなわち襄陽地方僑郡縣の雍州一本化が、遅くとも四二一（永初二）年以前に實施されていることである。いまこの點を後にも改めて考察する揚州義成郡を例に見るならば、三三二年の僑置以降、この義成郡は、例えば、桓沖（三五—一六一）が及ぼすべき軍事統督權下にて「揚州之義成郡」と明記され、そして、東晉期で確認できる最後の例である郗恢（三九—一九八）の肩書きにも、極めて簡略ながら「假節、梁・秦・雍・司・荆・揚・并等州軍事」とあつて、揚が義成郡、また司が廣平郡や河南郡を指すことには疑問の餘地はなく、この時點では非雍州僑郡がそれぞれの本州の屬郡として特記されている。しかしそれが、劉宋期に入った褚叔度（四二—二四）の場合には、「使持節、監雍・梁・南北秦四州、荆州之……六郡諸軍事、征虜將軍、雍州刺史、領寧蠻校尉、義成太守」とあつて、その太守兼任に明らかかなように義成郡が現存しているのに、もはや揚州の屬郡であることが明記されず、また軍事統督の對象にも特記してあげられてはいない。この點は郗恢に見えた司州にもいえる。このことは、褚叔度赴任の四二二年には、義成や河南がそれぞれの本州たる揚州や司州から雍州へ移屬されていたことを明示する。この點は、四二一年を基點とする『永初二年郡國志』に司州に屬すべき南上洛郡が雍州の屬郡と記されていることにも明らかである（『宋書』卷三七州郡志三）。確かにその一本化の時期は、嚴密には郗恢着任後の三九二年から四二一年までの間ということになるが、『晉書』の官歴記載が東晉末期には極めて簡略となることを考慮すると、雍州僑郡の「屬府」から「屬州」への移管と同時の實施であつた蓋然性は極めて大きい。

いま義成郡を例にとるならば、襄陽地方に僑立されているにも拘らず揚州の屬郡と明記されるのは、本來的には義成郡が、建康在治の揚州刺史から民政支配を受くべきことを意味しよう。しかしながらかかることは不可能でありまた實際にもあり得なかつたであろう。勿論、といつて無統轄に放置されたわけではなく、まさしく襄陽在鎮の督將(軍府)からの軍事統督權に基づいて軍政支配を受けるものであつたと考えざるを得ないのである。すなわち、僑雍州の僑郡縣だけが軍府支配を受けていたのではなく、襄陽地方に僑置された僑郡の總べてが同様の事態にあつたのである。とするならば、他州僑郡の雍州への移屬は、雍州僑郡と同様に民政支配への移管を目的とした措置であり、その一環をなす施策であつたと解することができよう。蓋し移屬後も狀況に何らの改善もなくして本州の名を失うことは想定し難いからである。

關連して注目されるのは、その僑立の直後から東晉・宋初を通じて繼續されていた、襄陽在鎮の督將(東晉代)・刺史(宋代)による義成郡太守兼任が、前にも言及した褚叔度を最後にして四二四年以降行なわれなくなる事實である。

一體に揚州を本屬とした義成郡は、もとより僑郡の一つではあるが、一般の僑郡とはいささか異なつた成立事情をもち性格をそなえていた。既に川勝義雄氏が論及されているように義成郡は、後趙から襄陽を奪回した三三二年に、當地に進駐した桓宣が、譙城に鎮守して以來招撫してきた流民を主要構成員とした「淮南の部曲」で立てた僑郡である。

かかる「部曲」の郡縣民化は、桓宣の私兵、別言すれば私的兵戸状態からの解放を意味すべきものであつた。がしかし實際は、襄陽軍府にあつてその兵力の中核をになわされたというだけでなく、身分的にも準兵戸的とも稱すべき特殊な境遇に置かれていたように見うけられる。例えば、當の桓宣が荊州軍閥の庾翼から左遷されて憤死すると、ただちに庾翼は「長子の方之をもつて義成郡太守となし、代りて宣の衆を領せしめ」ている(『晉書』卷七三庾翼傳)。庾翼のこのような義成郡掌握の積極姿勢は、「淮南部曲」で構成される僑義成郡が軍事的に重視されるべき存在であつたことを明確にうかがわせるが、かかる兵力としての重視と位置づけ自體が既にして、行政上では郡縣民と見なされまた扱われるべき義成郡民が、現實には軍府兵力の中核をになう準兵戸的な状態に置かれていたことを強く示唆しているのである。

僑義成郡のかかる状態は、庾方之以降も東晉代を通じて、劉惔(三四五—四七)、桓沖(三五—六一)、桓豁(三六一—六五)、毛穆之(三七—七九)と督將が相ついで義成郡太守を兼領している事實に徴することができる。⁽²⁾ 僑郡に對する軍政支配という一般的レベルを越えて義成郡は、督將自からが直接に控制し掌握すべき軍府の主力軍であったのである。

このように東晉代に重視され、そのために繼續された督將・刺史の義成郡太守兼任が、劉宋朝が成立して五年目の四二四年以降はもはや行なわれなくなる。このことは、襄陽軍府體制の變化や義成郡自體の位置づけないしは性格にも何らかの變化があったことがわかれるが、これまで見てきたように、太守兼任の主目的がその直接的掌握にあったこと、僑義成郡民の側から言えばそのため準兵戸の状況を餘儀なくされたこと、からすれば、かかる強力な控制の解除、即ち準兵戸的な身分からの解放を意味することは明らかである。ただその場合、前述のごとく、私の想定では永初元年に、まさに僑雍州僑郡の民政移管と並行して襄陽地方に僑立された他州僑郡にも、雍州へのくり入れという形で軍政支配から民政支配への移管がすでに實施されており、揚州義成郡もその例外ではなかったから、むしろここでの主眼は、襄陽地方僑郡縣の民政化という基本線にそつて、それまでの特殊の境遇をより徹底して清算し、義成郡民の實質的な郡縣民化を一段と推進しようとしたことにあると捉うべきであろう。因みに、義成郡太守兼任を廢して最初の雍州刺史である劉粹が、「諸諸の沙門二千餘人を罷めて府史に補」したのも、かかる民政化推進にともなう軍府體制弱體化の補完策という一面をもそなえていたかとも考えられるのである。

むすびにかえて

三八六年の僑立から劉宋王朝創立の四二〇年まで、雍州の僑民は、軍政支配に置かれていたことの傍證に私はつとめてきた。再び韋華の例にもどつてとりあえずの結びとしておきたい。

三九八年末、龐眺、夏侯軌らとともに襄陽の流民一萬人を率いて大舉後秦へ叛歸した韋華は、東晉王朝下での不遇とは

全く一轉して、ただちに中書令に拜され、その後も尙書僕射や兼司徒の顯官を歴任し、社會的にも筆頭格の長老として重きをなしていた。そしてその韋華は、劉裕の關中征伐の際には、出任中の兗州刺史から「衆を率いて歸順」し、劉裕が回復した實土雍州の別駕從事に任ぜられた。しかしまもなく赫連勃勃(夏)が來攻して北伐軍が苦境に陥ると、逸早く「夏に奔った」のである。かかる韋華の行動には、故郷志向というだけではすまされない、江南政權そのものに對する拒絶反應とも稱すべき激しさを見出し得るのである。それは東晉王朝が嘗て強いた不遇狀況と決して無縁ではないであろう。結局この時、この韋氏の系統は再び襄陽へ南歸するが、そのリーダーは韋華その人ではなくして、その孫の祖征・祖歸の兄弟であつたらしい。加えてこの時には、「中華の高族」たる京兆杜陵の杜氏をはじめ、京兆霸城の王氏、「三秦の冠族」たる南安の龐氏(『宋書』卷四八傳弘之傳、同卷七七柳元景傳)、また本來は康居出身の胡人たる康氏(『梁書』卷一八康康傳)ら名族や豪族があいついで襄陽へ南歸したのである。

かかる大姓・名族の流住をむかえて劉裕政權は、凡そ二十年前に東晉王朝が韋華らの叛歸という苦汁をなめねばならなかつたことを熟知してただけに、新たな對應の必要にせまられたように考えられる。それが、單に僑雍州下僑郡というのみならず、襄陽地方僑置の全僑郡の——他州僑郡縣の場合には雍州へ移屬という措置を講じて——軍政支配から民政支配への移管であり、その具體的措置が、雍州州職機構の新設であり、そして、襄陽地方在住の全住民を對象に門族の再格附を斷行して族姓的地域ヒエラルキーの再編成を目指した「氏族條次」の實施は、そのための前提作業にはかならなかつた。かかる施策は、その八年前に荊州(江陵)で示した方針と軌を一にしていて、ほぼ一貫して劉裕は、王朝體制確立の基盤を姓族層の地域社會秩序形成力に求めていたことをうかがい得るが、と同時に、かかる轉換を實現せしめたいま一つの要因として、軍政支配を忌避し、かかる軍政支配下での不遇狀況からの脱却を強くもとめた僑民層の力を見逃がしてはならない。凡そ一七五年をへだてて施行される所謂「隋の郷官廢止」とは全く方向を逆にした施策を展開せねばならなかつたところに、五世紀初め江南社會の歴史的境位が見出されるのである。

本稿で論じたところの要點は以上にほぼつきる。ただここでは、何故に襄陽地方の僑民は、當初軍政支配におかれたのか、この問題にいささかの補説を試みておきたい。

一體に、僑州、僑郡、僑縣とはいうもののその基本をなすのは僑縣であつて、僑置當初の無實土僑縣の實態は、流住した單位郷里的な集團②「郷族」集團そのものにほかならず、この人々の團體に本貫地の縣名を付與して、行政上、②③「縣」と見なしたものにほかならない。それ故にこれら僑縣を統轄する僑郡も、それ自體の境域を有し得ない以上、その郡治も當地方の政治・軍事等の中心地たる襄陽に寄寓せざるを得ず、かかる襄陽に寄治した郡治から、各地に散在する僑縣（郷族集團）をあたかも鵜匠が鵜を制するが如く統轄した。いわば鵜飼方式の寄治體制は、無實土僑郡縣の行政上の特徴をなす。かかる事實を念頭において再び義成郡に手がかりを求めてみたい。

『宋書』卷三七州郡志三によると義成郡は義成・下蔡・平阿の三縣から成り、他の無實土僑郡と同様に治所を襄陽に寄治していたから義成郡も當初は無實土であり、従つて義成・下蔡・平阿の三縣も無實土の非境域的僑縣であつた。すなわち、設立當初も同様の構成であつたとひとまず假定すると、義成縣が新置であるのに對して、下蔡、平阿の兩縣は西晉の揚州淮南郡下の舊縣であるから、桓宣の私兵集團たる「淮南部曲」は、いわゆる僑郡縣の僑置に準ずる形でその出身地を主な基準にして三箇の集團に分割再編され、地域的まとまりをもつそれぞれの人的集團そのものが、「縣」と見なされたということが出来る。そして、前述のごとくこの三「縣」は、軍府の主力を擔い、また準兵戶的な狀況に宋初までとどまることがつた。つまり義成郡の三僑縣は、實質上、郷里單位に組織された軍團にほかならなかつた。

確かに義成郡（三僑縣）がこのような特質をそなえるに至つたには、もともと「部曲」であつたことに基づくところが大きい。だがしかし、彼らは兵戶にくみこまれたのではなく、むしろ逆に身分的には私兵兵戶から僑郡縣民に解放されてゐるのであつて、それにも拘らず軍兵の役割を専らになわされたという點に注目するならば、それまでに僑立されてゐた僑縣（郷族集團そのもの）が既にして同様の實態と性格——郷族集團そのものたる僑縣が、對北方戰や「蠻」討伐を荷擔する

軍府軍事力のトレーガーであった——をもつものであったからではなかったかと想定されてくるのである。

僑民は、いまさら確認するまでもなく、各家族が單獨で移住した場合も少なくなかったが、多くの場合、その當時の社會秩序の形成者であつた豪族、中でも才能や人格にすぐれて衆望を集める人物、あるいは同族集團の代表的人物のもとに統率され地縁的なまとまりを作つて移住した。道程は困難を極めていただけに、その道中にあつても、そしてとりわけそれを克服して新住地で再生産を確保し得た時には、リーダーとその集團員との結合は一段と強固となり、それは集團員のリーダーに對する信頼や敬意、更には恩義の意識によつて裏打ちされて、リーダーの集團員に對する規制力ないしは支配力の強化をも結果したのである。まさしくかかるリーダーと郷族員との強固な結合關係によつて構成される郷族集團を國家は、「縣」と見なし位置づけた。時代はいささか下るが第四次の移動時に「郷族三千餘家を擧」げて襄陽の南郊へ移住した康氏（京兆藍田の人）の場合、かかる大規模な流住をむかえて劉宋王朝は華山郡藍田縣を僑立したのであつたが、その統率者康穆の子、元隆・元撫兄弟は、「並びに流人の推す所と爲り、相繼ぎて華山太守と爲」り、元撫の子康絢も二度にわたつて華山太守に就任した（『梁書』卷一八康綽傳）。康氏が非漢民族（胡人）であつた點を考慮せねばならぬにしても、僑郡太守任命にその流民（郷族）集團員の意向がいわば自治的に反映してそのリーダー（子孫）が任ぜられているかかる具體例から推すならば、より基礎的な單位であるだけに僑縣の令長には、流住集團のリーダーがそのまま任命されるのが通例であつたと想定してもあながち不當とは言えないであろう。すなわち、流住集團の實態に即して國家は、そこで現に機能し發現している秩序のあり方をそのままに容認し、またそれに依據しつゝ、その一方で權力機構の末端にくみ入れ位置づけることを通して一定の把握を試みた。そして、かかるリーダー（僑縣令）によつて統率される郷族集團（無實土僑縣）は、對北方戦線の前線基地であり、また「蠻」との衝突が日常と化していた襄陽地方の地域的特殊條件のもとでは、そのまま軍事力として機能することを要請されたし、事實また容易に軍事集團に轉化する實情にあつたのではないであらうか。流住民の郷族的集團そのものという無實土僑縣（郡）のあり方それ自體が、本來的な民政支配に反して軍政支配とい

う特殊な政治的状況を招来したという一面があったのではないであろうか。郡縣民たる義成郡民が準兵戸的状況を強いられたのも、特有の前身に總べて歸せらるべきではなく、襄陽地方に僑立された無實土僑縣(郡)が共有した一般的状況をベースとしつつ、その上でより突出的に發現した事態であったのではないであろうか。

註

- (1) 宮崎市定『九品官人法の研究—科擧前史—』二二三—二四七頁
- (2) 拙稿『晋安王子助の叛亂』について—南朝門閥貴族體制と豪族土豪—(『東洋史研究』二五—四)、「南朝の皇帝と貴族と豪族—土豪層—梁武帝の革命を手がかりに—」(『中國中世史研究會編』『中國中世史研究』)、「蕭道成の革命軍閥—淮陰時代を中心に—」(『愛知縣立大學文學部紀要』一般教育篇二二)。
- (3) 襄陽(雍州)については、上田早苗「後漢末期の襄陽の豪族」(『東洋史研究』二八一—四)、稻葉弘高「南朝に於ける雍州の地位」(『集刊東洋學』三四)、また前掲拙稿第二論文。なお史料に見える「襄陽」は、縣(城)、郡(城)だけでなく、南陽・新野・順陽等をふくむ広い地域を指しても使用される。本稿が襄陽地方と表現する理由である。
- (4) 守屋美都雄「南人と北人」(『中國古代の家族と國家』所收) 注10参照。
- (5) 譚其驥「晋永嘉亂後之民族遷徙」(『燕京學報』一五)、班書閣「東晉襄陽郡僑州郡縣考」(『禹貢半月刊』六一—六) 参照。なお、豫州許昌縣が南陽郡に僑立されるのは劉宋孝武帝末年以降のこと。
- (6) 東晉初めに魏該が雍州刺史の肩書きで襄陽に鎮守している

が、それは遙領刺史と稱すべきもので雍州の僑立を意味しない。また三五年から在鎮する桓沖の督軍權下に「雍州之京兆」が見え、この時點での京兆郡の僑立を確認できるが、一郡だけのことで雍州それ自體の僑置を意味するものではない。事實、この時點では雍州刺史なるものの存在を確認することはできない。第三次流入以前は、成蜀の成立に原因する梁州刺史の寄治や司州から僑民の大量流入に對應して司州刺史の在鎮が多い。吳廷燮『東晉方鎮年表』参照。

(7) 雍州それ自體が實土を有するのは、『宋書』卷三七州郡志三・雍州序記に、「宋文帝元嘉二十六年、割荊州之襄陽・南陽・新野・順陽・隨五郡爲雍州」と明文があつて、元嘉二六(四四九)年のこと、すなわち北伐の布石の第二彈たる竟陵王誕の赴任に際しての實施であることは明白であるかに見える。が疑問である。一體に上の一文には問題があつて、荊州から分割されたのは順陽までの四郡だけで、隨郡が除かれねばならぬことは錢大昕が指摘するごとくである(『廿二史考異』卷三三)。加えて二六年の時點も疑問とされねばならぬ。というのは、元嘉二二年赴任の武陵王駿までは、その督軍權の範圍が「雍・梁・南・北秦四州」と「荊州の襄陽・竟陵・南陽・順陽・新野・隨の六

郡」であるのに、二五年四月赴任の駿の後任・蕭思話から後は、「雍・梁・南北秦四州」は同じだが、荊州については「荊州の竟陵・隨の二郡」が明記されるだけで、襄陽以下の四郡は言及がなく除外されている。この除外は、二五年四月の蕭思話の任命段階で既に荊州四郡が雍州へ移属されていたこと、即ち實土化が行なわれていたことを明示する。臆測に墮するが武陵王駿の赴任は文帝が悲願とした北伐のための第一布石であり、東晉以来はじめての「皇子重鎮」であったから、彼の在鎮中の措置である可能性が大きい。『宋書』卷六孝武帝本紀、同七八蕭思話傳、同七九竟陵王誕傳。

(8) 襄陽には蠻對策のための寧蠻校尉府が既に附置されているが、ここにいる「府」が「蠻府」「小府」とも呼ばれる寧蠻校尉府でないことは確かであろう。

(9) 因みに、後に宗越は「蠻」討伐に活躍して出世し、元嘉二四年に文帝に啓上して次門の地位を回復した。但しその際、冠軍縣に移籍して、世間の目が厳しかったことを推知させる。なお次門、役門については越智重明氏の一連の論稿、とりあえず『魏晉南朝の貴族制』第五章「制度的身分—族門制をめぐる」。①。

(10) この時の趙倫之の肩書きには問題が多い。この当時、趙倫之は、單に安北將軍だけだったのではなく、督軍權をもち、寧蠻校尉であり、雍州刺史であったと私は想定する。いま特に注記せねばならぬのは、徐文范『東晉南北朝輿地表』（年表卷四、州郡表卷四）の、④永初元年に僑雍州は廢止された、が②同三年に再びもとにもとされた、との見解についてである。もし徐

氏の見解のごとくであれば、本小稿は全く意味をなさない。だがしかし、徐氏は例に従ってここでも史料の根據を示さない。より重要な④は、恐らくは私が注目した「宋志」雍州・京兆郡項の記事が論據であろうが、首肯できない。管見の限り②についても三年段階での雍州の實在を示すだけであってその復活をいうものではない。ただ、確かに『宋書』卷四六趙倫之傳、また目下検討中の宗越傳がともに趙倫之の肩書きに雍州刺史と明言しないのは、徐氏の見解を支持するところがある。しかしながら、趙倫之傳をふくむ『宋書』卷四六は、北宋代に散佚した一巻で、現行同卷は沈約原本ではなく、後人の編録に係って記述は簡略を極める（中華書局點校本校勘記參照）。また、『宋書』卷三武帝本紀下に（永初元年秋七月）戊戌、後將軍・雍州刺史趙倫之進號安北將軍」とあって、この書き方から見ても引き續き趙倫之が雍州刺史に在任していたこと、つまり僑雍州が現に存続していたことは明らかである。因みに萬斯同『宋方鎮年表』、吳廷燮『宋齊梁陳方鎮年表』はいずれも徐氏説に同じくしない。なお越智重明「南朝州鎮考」（『史學雜誌』六二—一二）が刺史を兼任しなかったとされ、また川勝義雄「貨幣經濟の進展と侯景の亂」（『六朝貴族制社會の研究』第三部第三章）が嚴耕望「魏晉南朝都督與督區」（『集刊』二七本）によって僑雍州における軍府の開置を永初三年とされるのも徐氏説にさかのぼり淵源する。

(11) 范甌之については不詳。ただ順陽舞陰を本貫とする名族范汪の孫に弘之（康の子）、凱（甯の子）が見え、命名の上で近似・共通性が見られ、また生存年代も一致する。この范氏の一員で

ある可能性はある(『晉書』卷七五范滂傳)。

(12) 吳廷燮『東晉方鎮年表』参照。

(13) 以下の韋華を中心とする韋氏の動向については、『晉書』卷一〇安帝紀、同卷九四隱逸・張忠傳、同卷一一三苻堅載記上、同卷一一七・一一八姚興載記上・下、同卷一一九姚泓載記、『宋書』卷二武帝本紀中、同卷四三檀道濟傳、『梁書』卷一二韋叡傳、『資治通鑑』晉紀二八、同四〇、『元和姓纂』卷二による。また矢野主税『韋氏研究(一)』(長崎大學『社會科學論叢』一一)参照。

(14) 始平郡の龐氏については詳にし難いが、李含の郷品を引ききざげた龐騰は、始平郡中正であった(『晉書』卷六〇李含傳)。また宋代初めに僑始平郡太守龐詒なる人物が見える(『宋書』卷六五吉翰傳)。恐らくこれはいわゆる本郡太守であろうから、始平郡の著姓と見てもよいであらう。

(15) 註(1)参照。なおかかる事例の最も早期のものとしては、弘農華陰の名族楊氏の場合を挙げ得る。『晉書』卷八四楊俊期傳。

(16) 越智重明「梁の天監の改革と次門層」(『史學研究』九七)、中村圭爾「『士庶』區別小論」(『史學雜誌』八八―二)、野田俊昭「南朝の士庶區別をめぐって」(『東方學』六三)参照。

(17) 『宋書』卷六〇王韶之傳、同卷一〇〇自序。また吉川忠夫「沈約の思想―六朝の傷痕―」(中國中世史研究會編『中國中世史研究』)参照。ただし沈約の思想そのものについては少なからず吉川氏とは見解を異にする。別稿を用意している。

(18) 因みに、鄧元起は益州刺史に赴任して天監二年、後任の蕭淵藻(武帝の兄の子)と對立し、そのために淵藻に擧兵反亂と誣

告されて殺された。淵藻からの報告を信じていた武帝も後に事の次第を知ると、元起に征西將軍を追贈し、忠侯と諡した。鄧元起が悲願を達したのはこの時のことではなからうか。鄧元起も傅弘之も創業功臣で、かつ非業の最期を遂げている。偶然であらうか。

この點はともかく、『宋書』にかぎってみなしの官歴を二、三指摘するならば、劉裕が最初に就任した「冠軍孫無終の司馬」やその弟の劉道憐の國子學生や謝琰の徐州從事史などは出自などからしても全く疑わしく、ことに道憐などは、「素無才能、言音甚楚、舉止施爲、多諸鄙拙」の人物である(『宋書』卷一武帝本紀上、同卷五一長沙王道憐傳)。また、「家世將帥」の朱齡石(沛郡沛の人)について「高祖又召爲參軍、補徐州主簿、遷尚書都官郎、尋復爲參軍」(『宋書』卷四八朱齡石傳)とある徐州主簿や尚書郎というのも、傅弘之の場合と同斷であらう。朱齡石も關中征伐に従征して赫連勃勃に執えられて殺された。なお治書侍御史虞翻が伏暉を奏彈した一文に、「臣等參議、請以見事免暉所居官、凡諸位任、皆削除」(『梁書』卷五三良吏・伏暉傳)とあるのは、免官の上にこれまでに就任した一切の官歴を削除し何の官職にも就任していないことにする、ということであらう。もしこのように理解できれば、それは、本文でいうみなしの經歷と内容的には對極をなしてはいるけれども、同一の觀念に根ざす措置と見ることがができる。

(19) 例の京兆郡の項で沈約が「雍州僑郡先是屬府……」と記した時の「雍州」は、つまり、せまい意味での僑雍州ではなく、南朝宋代孝武帝期以降つまり、沈約の觀念に最も馴染んだ當時現

存の「雍州」であったということであろう。

(2) 川勝義雄「東晉貴族制の確立過程―軍事的基礎の問題と関連して―」(前掲書第Ⅱ部第四章)。

(2) 僑雍州の正式僑立後は史料的に確認できない。しかしそれは、この時期についての『晉書』の記載上の問題である。

(2) 濱口重國「所謂、隋の郷官廢止について」(『秦漢隋唐史の研究』下)。

(2) 無實土の僑縣、また郡や州について具體的なイメージを與えることはなかなか困難であるが、宮崎市定氏の「ある程度まとまった人民の團體」とする規定は無實土僑縣(郡)については的確である。ただし、氏の場合、無實土僑縣と實土僑縣の差異のとらえ方に不分明の感を拭い難い。(『九品官人法の研究』二三―二四頁)。また矢野主税「白籍と土斷―南朝の成立―」(『史學雜誌』七九―八)は無實土僑郡縣に改めて注意を喚起した論稿であって、評價さるべきである。

(2) 襄陽に兵戸がいたことは、『宋書』卷三七州郡志三に「建昌太守、孝建元年、刺史朱脩之免軍戸爲永興、安寧二縣、立建昌

郡」とあって確認できる。

(2) 川勝義雄氏は京口に流住した流民が兵戸に轉落したとの見解を示されている。私は、目下のところそこまで確言することはできないが、僑民が東晉王朝軍事力の主要なにない手であったという点では共感する。川勝前掲書第Ⅲ部第一章「劉裕政權の成立と寒門武人」

(附記) 本稿は、昭和五十七年度科學研究費補助金総合研究(A)「中國士大夫階級と地域社會との關係についての總合的研究」(研究代表者・谷川道雄京都大學教授)の分擔研究の成果であって、同研究成果報告書所載の同名の論稿を基礎として大幅に加筆したものである。なお『報告書』所載稿で私は、三八六年の僑雍州の正式僑置と同時に、襄陽地方に僑置されていた他州の僑郡縣も僑雍州のもとに整理・一本化されたと補記したが、それは『晉書』卷一四地理志上記事の誤讀にもとづく全くの誤解である。本稿第五節の如く訂正したことを特に記しておきたい。

THE JIN-SONG 晉宋 REVOLUTION AND THE *QIAOMIN*
僑民 OF YONGZHOU 雍州 (XIANGYANG 襄陽): FROM THE
RULE OF A MILITARY GOVERNMENT TO THE
RULE OF A CIVIL GOVERNMENT

YASUDA Jiro

Following the great disturbances of the Yongjia 永嘉 period, the successive migration of refugees from all parts of northern China into the Xingyang region occurred. The Eastern Jin 東晉 government organized many *qiaojun* 僑郡 and *qiaoxian* 僑縣 there in an attempt to provide relief for them, as well as in an attempt to control them. In about 386, Yongzhou was officially relocated in the Xiangyang region. The reason why this measure was taken is that aristocratic clans from Yongzhou (Guanzhong 關中) had moved there in great numbers in fleeing the disturbances of the latter years of the Qian Qin 前秦. In the beginning of this relocation, Yongzhou did not have concrete boundaries. But when four counties were partitioned from Jingzhou 荊州 between the years 446-448, the boundaries of the province were virtually determined. Then, around 458, the borders of the *qiaojun* and *qiaoxian* were also delineated under the policy of the Daming-tuduan 大明土斷 of Wang Xuanmo 王玄謨. Hence, the region was fully realized as a province.

This essay clarifies that in the Yongzhou that underwent such a complex series of changes, the original emigrants had been placed under a kind of military government. In other words, the commissioner, a civil government official, had had only a nominal presence in the region and the official agencies associated with the administration of a *zhou* 州 had not been organized. The *qiaojun* had been governed by a military office and the emigrants had been placed under a kind of military control. They represented the military strength of the armies engaged in wars with the Five Barbarian dynasties 五胡 and the Man 蠻 tribes.

When in 420, the Liu-Song 劉宋 dynasty was established, control was changed to that of a civil government. At the same time, all the clans living in the recognized region of Xiangyang were reclassified. And this

measure was an essential prerequisite to the establishment of a *zhou* administration that accompanied the change to civil government. The transfer of all the *qiaojun* of the provinces to Yongzhou was also a prerequisite.

The desires of the migrants who had repelled the control of the military government—especially the aristocratic clans—act upon the implementation of this change. About 175 years later, Wendi 文帝 of the Sui 隋 dynasty enacted the so-called abolition of the provincial offices. The fact that these completely opposite policies had to be accomplished is testimony to the historical position of early 5th century Jiangnan 江南 society.